

医療保険制度の財政構造表（令和5年度）

1. 財政構造表とは

財政構造表とは、現行の医療保険制度の下、ある年度の医療費を賄うために必要な患者負担、公費、保険料の財源を、各制度別に財政調整等を踏まえ推計したもの。

2. 医療保険制度の財政構造

医療保険制度の医療費の財政負担は、65歳未満、前期高齢者、後期高齢者の3つの区分で大きく構造が異なっており、財政構造表においてもこの3区分に分けて財政負担額を推計。

- ・65歳未満 ……制度間の財政調整は基本的になく各医療保険者が、公費負担分を除き、各自の医療給付費を保険料で賄っている。ただし、市町村国保の退職被保険者等の医療給付費については、退職被保険者の保険料で賄えない部分を、被用者保険が総報酬で按分して負担。
- ・前期高齢者 ……前期高齢者の多い保険者の負担を緩和するため、前期高齢者の加入率を用いて制度間の財政調整を行っており、この前期財政調整後の金額を各保険者が負担。
- ・後期高齢者 ……医療給付費の1割を後期高齢者の保険料、5割を公費、4割を被用者保険及び国保からの支援金で賄うことを基本としている。後期高齢者支援金は被用者保険及び国保が加入者数按分（被用者保険間は全面総報酬割）で負担するが、前期高齢者に係る後期高齢者支援金には前期高齢者の医療給付と同様、制度間の財政調整がある。

3. 留意点

① 医療費、医療給付費、患者負担

- ・令和5年4月～令和6年3月診療分の医療費、医療給付費及び患者負担。
- ・医療給付費は医療保険の給付費であり、公費負担医療の給付費や地方単独事業分の給付費は含まない。
- ・患者負担は、医療費から上記の医療保険給付費を控除したもの。

② 公費

- ・公費には、医療給付費の定率で算定される定率公費の他、高額医療費等の共同事業に対する公費、保険料軽減に対する定額公費（医療給付相当分に限る。）等も、医療給付に当てられることとなるため含まれている。
- ・市町村国保の法定外一般会計繰入は公費に含まれていない。

③ 所要保険料

- ・所要保険料は医療給付費から上記公費を控除して算出したもので、その年度の医療給付を賄うために必要な保険料となる。なお、市町村国保については、法定外繰入がなかった場合の保険料となる。
- ・実際の保険料は、①傷病手当金等の現金給付や事務費に当てるための保険料も含まれること、②前年度の剰余不足の繰り越しや基金などを活用して設定されること、等から財政構造表の所要保険料額と異なる。

医療保険制度の財政構造表 - 令和5年度 - (4-3ベース)

(単位：億円)

	協会健保	組合健保	日雇特例	船保	共済	被用者計	市町村国保	国保組合	国保計	特別負担調整(※)	若人計	後期高齢者	医療保険計
医療費	83,214	54,212	8	235	19,533	157,203	98,910	5,823	104,733		261,936	187,692	449,628
患者負担	17,934	11,663	2	48	4,120	33,768	14,979	1,204	16,183		49,951	15,620	65,571
給付費	65,280	42,549	6	187	15,412	123,435	83,931	4,619	88,550		211,985	172,072	384,057
給付費(前期調整対象除く)	52,260	38,669	5	142	14,224	105,300	32,508	3,301	35,809		141,109	172,072	
所要保険料(軽減後)	43,689	37,938	4	115	14,224	95,970	10,968	2,149	13,117		109,087	14,628	
公費	8,571	731	0	28		9,330	21,541	1,152	22,692		32,022	86,559	
交付金(他制度からの移転)							-0		-0		-0	70,886	
前期財政調整対象分	26,077	16,910	1	69	5,484	48,541	19,412	1,817	21,229	33	69,802		
給付費(前期調整対象分)	13,021	3,880	2	44	1,189	18,135	51,422	1,319	52,741		70,876		
前期財政調整(給付費分)	13,056	13,030	-1	25	4,295	30,406	-32,010	498	-31,512	33	-1,074		
所要保険料(軽減後)	21,800	16,910	1	69	5,484	44,264	6,569	1,177	7,746		52,011		
公費	4,277		0			4,277	12,843	640	13,482	33	17,792		
交付金(他制度からの移転)							0		0		0		
後期高齢者支援金	25,149	24,650	10	84	8,369	58,262	11,764	1,933	13,698		71,960		
後期支援金(加入者割)			11			11	16,189	1,505	17,695		17,706		
後期支援金(総報酬割)	23,297	22,007		80	7,453	52,837		343	343		53,180		
前期財政調整(加入者割)			-1			-1	-4,425	56	-4,369		-4,370		
前期財政調整(総報酬割)	1,852	2,643		4	915	5,415		29	29		5,444		
所要保険料(軽減後)	25,149	24,650	9	84	8,369	58,261	4,800	1,339	6,138		64,400		
公費	-		1			1	6,965	595	7,559		7,560		
交付金(他制度からの移転)							0		0		0		
退職拠出金(保険料負担)	-0	-0	-	-0	-0	-0	-	-0	-0		-0		
財政負担計	103,486	80,229	16	296	28,076	212,103	63,685	7,051	70,736	33	282,871	101,187	384,058
所要保険料(軽減後)	90,639	79,498	14	268	28,076	198,496	22,337	4,665	27,002		225,497	14,628	240,125
65歳未満	83,624	77,314	10	254	27,408	188,611	12,548	4,107	16,655		205,265		
前期高齢者	7,014	2,185	4	14	669	9,885	9,789	558	10,347		20,232		
公費	12,847	731	2	28		13,607	41,348	2,386	43,734	33	57,374	86,559	143,933
国	12,847	731	2	28		13,607	29,156	2,386	31,542	33	45,182	55,185	100,367
都道府県							9,753		9,753		9,753	17,048	26,801
市区町村							2,439		2,439		2,439	14,326	16,765
加入者数(万人)	3,957	2,809	2	11	976	7,755	2,372	260	2,632		10,387	1,942	12,329
65歳未満	3,632	2,709	1	10	942	7,294	1,333	229	1,562		8,856		
前期高齢者	325	100	0	1	34	461	1,039	31	1,070		1,531		
総報酬(億円)	1,030,413	973,500		3,516	329,501	2,336,930		15,153	15,153		2,352,083		
65歳未満	950,673	946,749		3,339	321,655	2,222,415		13,980	13,980		2,236,395		
前期高齢者	79,740	26,751		178	7,846	114,515		1,173	1,173		115,688		
加入者1人当たり所要保険料(万円)	22.9	28.3	8.6	24.6	28.8	25.6	9.4	18.0	10.3		21.7	7.5	19.5
所要保険料率(医療給付分)	8.8%	8.2%		7.6%	8.5%	8.5%							

(※) 「特別負担調整」には、特別負担調整において国が支払基金に対して交付する額を計上している。(全ての特別負担調整対象保険者に係る特別負担調整対象額から負担調整対象額を控除した額の総額の二分之一)